

あんぜん

Japan Electronics & Information Technology Industries Association



CONTENTS

Reasonably Foreseeable Misuse --

| | |
|------------------------------------|---|
| 論理的に想定しうる誤使用とは..... | 1 |
| 適合性評価システム委員会の最近の主な活動報告..... | 3 |
| 活動紹介 | |
| AV 安全技術専門委員会 / ITE 安全技術専門委員会 | 4 |
| 安全推進専門委員会 / 部品安全専門委員会 | 5 |
| 電安法体系検討 TF / 自主買上検査推進 TF | 6 |
| 委員長の部屋 | 6 |

Vol.18

(通巻 47 号)

2015 年度

発行日：2015年(平成27年)11月
発行：一般社団法人
 電子情報技術産業協会
 安全委員会
編集：安全委員会
事務局：知的基盤部安全グループ
 電話03-5218-1059
URL:<http://home.jeita.or.jp/security/>

Reasonably Foreseeable Misuse -- 論理的に想定しうる誤使用とは

産業技術総合研究所 人間情報研究部門 部門長 持丸 正明

【ISO/IEC Guide 51が定める誤使用】

製品安全設計の基本指針の国際標準としてISOとIECが共同で制定する「Guide 51」がある。Guideとは、標準を作るための標準-メタ標準という位置付けであり、各製品やシステムごとの安全設計標準を策定するための考え方のフレームワークや用語の定義などが記載されている。この中に、誤使用に関連する用語定義があるので部分引用する：

3.13 intended use

use of a product or system in accordance with information provided by the supplier

3.14 reasonably foreseeable misuse

use of a product or system in a way not intended by the supplier, but which may result from readily predictable human behaviour

NOTE 1 Readily predictable human behaviour includes the behaviour of all types of human beings, e.g. the elderly, children and persons with disabilities. For more information, see ISO 10377, Guidance Standard -- Consumer product safety : A practical guide for suppliers.

NOTE 2 In the context of consumer safety a trend is emerging to use the term “reasonably foreseeable use” as a synonym for both “intended use” and “reasonably foreseeable misuse”.

用語として「misuse」は定義されていない。あえて、これを含めて3つの関係を図にすれば、**図1**のように表すことができるだろう。従来、企業側は、実際にありうるすべての使い方のうち、「企業が想定する使い方 (intended use)」をマニュアル等で特定し、その範囲において安全性の責務を負

えば良かった。しかし、Guide 51では、その範囲が「論理的に想定しうる使い方 (reasonably foreseeable misuse)」まで拡張されている。ただし、意図的に対人危害を加えようとする使用法はこれに含まない（たとえば、包丁で他人を傷つける使い方は想定しうる使い方であるが、意図的に危害を加える使い方なので対象外）。

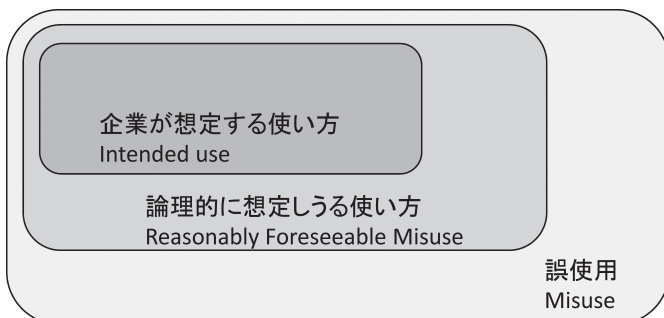
【論理的に想定しうる範囲の決め方を合意する】

消費者視点、製品安全観点からすると、「企業側が安全性に配慮すべきユーザの使い方の範囲」が拡張されたことは妥当である。なぜならば、企業側がマニュアルに小さい字で事細かに「企業が想定する使い方」を書き下し、それ以外の使い方が発生した危害については一切責任を持たないという姿勢では一向に事故が減らないからである。シュレッダーに子どもが手を突っ込んで指を怪我するというのは、確かに企業側が想定する使い方ではないが、シュレッダーが家庭に入ること考えると、現時点では十分に想定しうる使い方であろう。子どもの指が入りにくくするような安全設計が企業側に求められる。一方で、企業側、特に、設計するエンジニア側から見ると、この範囲拡張は理不尽きわまりない。設計者側で使用範囲を決めることができないのでは、そもそも、設計段階で安全を担保することができない。事故が起きたときにユーザ側の後出しジャンケンによって、「こういう使い方も想定できたはずだ」と主張され、それが製品の設計上の瑕疵であるといわれたのでは、安全設計など成り立たない。ユーザのすべての使い方を設計段階で予見することなど不可能である。

この解決策は、「論理的に想定しうる使い方」の範囲を、設計時点でユーザと合意しておくことである。しかし、製品ごとに合意形成などできないし、なにより設計段階で設計情報を外部に開示して使い方の範囲を合意することなどできようはずがない。そこで、「設計時点で論理的に想定しうる使い方の範囲を決める方法」を企業とユーザとで合意する、ことが現実的な落としどころになる。

【公開事故・傷害データベースと類似検索】

製品安全においてもっとも望ましいものは、すべての製品において一切の重篤事故が発生しないことである。しかし、



ユーザの使い方すべて

図1 誤使用の考え方 (Guide 51)

新製品が登場し、ユーザのライフスタイルの変化によって使い方が変わったりすることで、新しい形態の事故が生じている。現在の科学技術でこれを完全に予見し、制御することは難しい。そこで、次善の策として「同じような重篤事故を繰り返さない」ことを目標に据える。このことをユーザと合意するのは難しいことではない。次の課題は「同じ」とはなにか、と言う点である。同一の製品で同一のユーザ、同一の使い方と特定すれば解決は容易であるが、あまり意味がない。起きてしまった重篤な事故の情報を社会で共有し、企業が設計段階でこれを検索して、同種の製品でどのような使い方があり、それがどのような事故に繋がったかを整理して、それをもって「論理的に想定しうる使い方」の範囲を決めるといのがインターネット検索時代の安全設計だと考えている。そして、この「過去を調べて、使い方の範囲を決め、重篤事故を繰り返さない安全設計を行う」ということをユーザと合意するのである。

子どもの傷害を低減するための製品安全を考える団体としてキッズデザイン協議会というNPOがある。ここでは、子どものための安全設計指針「キッズデザインガイドライン」を定めて公開し、これに準拠した設計の枠組みを推進する事業者の認証「CSD認証：Child Safety through Design」を推進している。このキッズデザインガイドラインで守るべき要件の第一に位置付けられているのが「事故・傷害データベースの検索」である（図2）。具体的には筆者の所属する産業技術総合研究所人間情報研究部門・デジタルヒューマン研究グループが策定している事故・傷害データベースの使用が推奨されている。我々は、成育医療研究センターなどの協力を得て、年間5000件以上の事故事例を、事故の発生状況、ユーザの行動、関連した製品、傷害を関連づけて整理し、データベース化している。病院のデータを利用しているという点で、「重篤事故」とは、病院に行くような程度の事故と定義されていることになる。製品に機能特徴タグ（ドアがある、

熱源がある、よじ登れる、口に入る大きさなど）を付け、それによる事故事例検索技術も開発中である。ほとんど事故事例のない新しいカテゴリの製品であっても、同一の機能特徴を持つ他の製品の事故事例を参考にすることができる。データベースは、随時、更新されていて、設計時点での最新の事故情報を用いることが要件となっている。このような公開事故・傷害データベースと検索技術によって過去の同種の事故を見つけ、そこから「論理的に想定しうる使い方」の範囲を決めて安全設計をする、ということユーザと合意するのである。キッズデザイン協議会では、このガイドラインについて、メディアも交えた消費者団体との意見交換会を複数回実施し、消費者との合意形成を進めている。

【社会が学習し、顧客と共創する】

事故・傷害データベースは、特許データベースと類似性がある。それは知の集積物であり、設計時点で検索しておくべきものである。企業が、事故情報を内部にとどめず公開事故・傷害データベースに登録することは、企業自身を守ることに繋がる。ユーザにとっても、積極的に事故を報告し公開事故データベースに登録することが次の事故を減らすことに繋がり、ユーザコミュニティの安全向上に資する。ネットワークで共有できる公開事故・傷害データベースは、社会が蓄積していく安全知識であり、それは、社会が学習していくことを意味している。製品安全は企業側だけで担保するものではない。社会全体が協力して、低コストで持続可能な安全文化を創り続けるものである。企業側とユーザが対立構造になって責任を押しつけ合うのではなく、双方が社会の参加者として安全文化を共創する関係にならなければいけない。徹底した安全設計を進めれば、製品は重く大きく、高額なものになってしまう。それはユーザが望むところではない。ユーザ自身が、危険を理解し、使い方に協力してくれるだけでコストも利便性も格段に向上する。ユーザも安全設計に参加する。その第一歩として、ユーザに事故情報提供をお願いする。情報提供をしてくれたユーザには、企業やデータベースを管理する団体から、事故統計情報や安全対策情報、使用注意情報などを提供しても良い。ユーザにとっては、自身の参加（情報提供）が、社会の安全に少しでも貢献できたことを確認すること（社会認知）が大きな価値であり、長期的には企業や団体への信頼に繋がるのである。

参考文献

ISO/IEC Guide 51 : 2014, Safety aspects -- Guidelines for their inclusion in standards

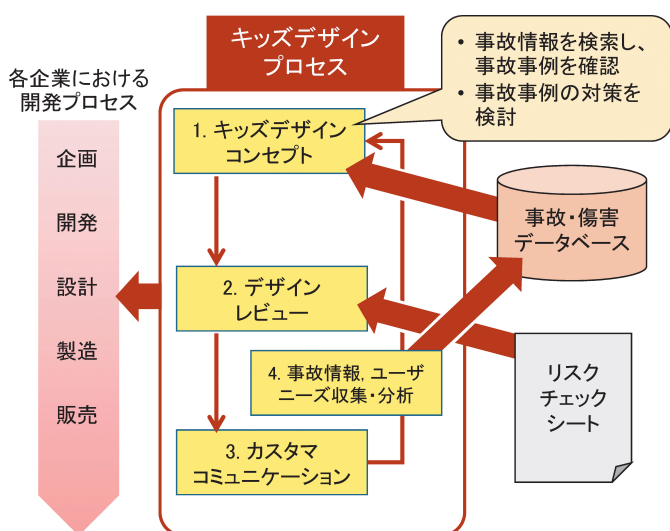


図2 キッズデザインガイドライン

適合性評価システム委員会の最近の主な活動報告

適合性評価システム委員会 委員長 樽見 正憲

適合性評価システム委員会は、自己責任原則を柱として、国内外の安全及びEMCに関する基準認証制度のあり方を検証し、一層の合理化に向けた取り組みを推進しています。また、認証制度の国際整合化・適正化に向けた提案型活動を展開し、『Time to Market Place』の短縮を図ることを事業方針に掲げ活動を行っています。

当委員会の最近の主要な活動として、インド電子・情報技術製品登録義務要求規則（CRO）の二次品目拡大への対応、GCC（湾岸協力会議）諸国の統一規制開始への対応、及び韓国の電気用品安全管理法改正への対応があります。

インドCROの対象品目として、2014年11月13日付で新たに15品目が追加されました。この中にJEITA関連製品として、ACアダプタ、ポータブル機器用二次電池等が含まれており、施行日が官報発行から6カ月後の2015年5月13日（ただし二次電池は、2015年8月13日）となっていました。

二次電池については、インド国内の指定試験所が少なく、また要求される試験に時間を要することから、物理的にすべての電池の試験・登録を施行日までに完了することが困難であることが明白でした。

このため、関係するBAJ、CIPA、JEITAの三団体合同で検討会を何度も重ね、適合確認の精度に配慮しながら試験を効率的に行えるよう、全種類個別の試験ではなく、一定の容量、形状によるグルーピングの採用を働きかけることにしました。

さらに二次電池の試験・登録が期日までに完了できない場合に影響を受けうる最終製品の実態調査を実施したところ、約900モデルにも及ぶことが判明し、これらの影響度も盛り込んだ上で、三団体合同の要望書をインド規制当局のDeitY及び規制執行機関のBISへ提出しました。（図1）

一方、ITI（米国の工業会）とは昨年12月の対面会合の場にてインドCROに関する状況・問題点を共有し、双方が協業してCROの改善を図っていくことに合意しており、本要望書をITIへ送付し共有化を図りました。また、その他の団



図1 三団体合同の要望書

GAZETTE OF THE INDIA, EXTRAORDINARY

[Part II, Section 3, Sub-section (ii)]

MINISTRY OF COMMUNICATIONS AND INFORMATION TECHNOLOGY
(DEPARTMENT OF ELECTRONICS AND INFORMATION TECHNOLOGY)

New Delhi, the 07 Aug. 2015

NOTIFICATION

SUBJECT: Concerning implementation of "Electronics and IT Goods (Requirements for Compulsory Registration) Order, 2012" for products included in the schedule S.O. 2905(E) published in Gazette of India on 13 Nov. 2014.

Whereas, in exercise of the power conferred by clause 10(1)(p) of Bureau of Indian Standards Act, 1986 (83 of 1986) and in pursuance of clause (a) of the rule 13 of the Bureau of Indian Standards Rules, 1957, the Central Government had included fifteen products to the Schedule of "Electronics and IT Goods

図2 DeitY 8月7日付官報

体としてDIGITALEUROPE（欧州の工業会）へも発信し、問題の共有化を図りました。

その結果、ITI並びにDIGITALEUROPEからもインド規制当局へ施行日延期の要望書が提出され、DeitYから8月7日付官報にて2015年12月1日まで施行日延期を引き出すことができました。（図2）

2件目は、GCCとJEMA、JEITA合同ミーティングの開催に関するトピックスです。

GCC加盟国（UAE、サウジアラビア、クウェート、カタール、バーレーン、オマーン）及びイエメンの7か国においてはGSO（湾岸協力会議標準化機構）が2014年末に湾岸低電圧機器技術規則（Gulf LV TR）を発行し、認証を必要とする製品リスト（2）に該当する製品については2015年6月からトライアル運用を開始し、2016年7月1日からは完全施行の予定となっています。

このリスト（2）には、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等のJEMA該当製品が含まれています。

一方、適合宣言（DoC）を適用する製品リスト（1）については未だに未発行ですが、JEITA関係製品がリスト（1）に含まれる可能性が高いため、規則案の発行とともに疑問点や改善要望をGSOに提出してきました。

このような活動の成果もあり、GSOのGulf LV TR作成担当官から日本にて対面会合実施の打診を受け、従来から協業してきたJEMAと共にGSO、JEMA、JEITA合同会合の実現に至りました。

この会合の結果、Gulf LV TRの動向、EMC TRの策定動向、適合宣言書の記載内容、IEC規格の最新版適用要否、施行日前までに輸入された市場在庫品への適用要否、及び製品登録システム等に関する情報を得る等、当委員会として非常に意義ある成果を得ることができました。

韓国については、電気用品安全管理法の関連法規の度重なる改正案に対し、規制当局のKATSとの直接会合、あるいはレター発出による改善要望活動を行っています。その結果、低電圧機器に対する規制緩和、低エネルギー密度の二次電池に対する規制日延期実現など、成果を得ることができました。

AV機器の安全規格改訂への取り組み

AV安全技術専門委員会 委員長 筒井 弘文

AV安全技術専門委員会はAV機器に関連する国内外の製品安全規格・規制への対応を行いつつ、より高次元な「製品安全技術」を追求し、安全なものづくりに貢献することを基本方針として活動を行っています。

傘下に、製品安全推進WG、規格・基準検討WG、高圧機器安全WG、低圧機器安全WG、プースター機器安全WGの各WGを設置し、それぞれの専門性を活かしてAV製品の安全性向上活動を行っています。

2015年度の委員会活動としては、次のテーマを重点的に取り組んでいます。

- 1) 電気用品安全法の体系整備と技術基準の国際整合化の推進
- 2) 国内外の規格・基準及び試験法への対応
- 3) 電気用品安全法や消費生活用製品安全法などの法令改正・規格基準改正への対応
- 4) 製品安全確保のための自主的買上試験への協力

こうした中、昨年度はAV機器・IT機器の統合安全規格 IEC 62368-1第2版及びAV機器の安全規格IEC 60065第8版

が発行となり、これらの規格への対応を具体的に進めることが必要となってきています。当委員会ではこれらの規格発行に対し、以下の活動を行っています。

- 1) IEC 60065第8版への対応
 - ・ IEC 60065第8版対比表及び変遷・引用規格一覧の改定
 - ・ 試験検査ガイドブックの作成
 - ・ IEC 60065の関連文書に対する検討と第108委員会を通じての意見具申
- 2) IEC 62368-1への対応
 - ・ IEC 62368-1第2版の規格・基準の解釈の検討
 - ・ IEC 60065とIEC 62368-1第2版の比較検討
 - ・ 自主買上試験のIEC 62368-1に関するOption試験に参加し、この規格に対する製品の實力把握と課題の共有
 - ・ IEC 62368-1の関連文書に対する検討と第108委員会を通じての意見具申

これらの活動成果も踏まえ、中期的には委員会の各会員会社に、より有益な情報を提供できるよう施策を検討しているところです。今後の計画立案、活動に際し関係各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

IEC 62368-1 第2版の普及に向けて

ITE安全技術専門委員会 委員長 大塚 泰平

ITE安全技術専門委員会では、より安全な製品の供給に寄与することを活動指針とし、IT機器の安全確保のため、安全規格の開発支援、普及活動、安全性に係わる現行制度の改善要望、及び今後計画されている新しい制度に対する提言活動など、製品全般に係わる安全性の推進に取り組んでいます。

2015年度の活動としては、以下の2つを重点活動テーマとして取り組んでいます。

1. JIS及びIECの次世代安全規格の開発支援

1つ目の重点活動テーマでは、第108委員会及び傘下の分科会に参画し、IEC 62368-1第3版の来簡文書の検討を行うとともに、JIS 原案作成検討会に参画し、JIS C 62368-1の開発に協力をしています。

また、関連する活動として従来のIT機器の安全規格であるIEC 60950-1第2版 Amd2とIEC 62368-1第2版との相違点についてまとめた対比表の作成を行っています。両規格の技術的な差異や、新規に追加された要求事項等をまとめ、次

世代安全規格の検討に活用するとともに、IEC 60950-1第2版Amd2を使用してきた設計者や技術者がIEC 62368-1第2版との相違点を容易に理解できる効果的なツールとして今後広く提供していきます。

2. IEC 62368-1第2版に基づく製品評価方法の開発と検証

2つ目の重点活動テーマでは、2016年度に計画しているIEC 62368-1第2版に関するセミナーを見据えた活動として、規格に基づく適合性評価を行う際に活用できる規格の評価項目をまとめた適合確認書の作成を行うとともに、規格に基づく製品の評価手順や方法をフローチャート形式でまとめたツールを作成します。

適合確認書は安全規格を担う設計者、評価者が製品を設計、評価する際に要求事項を容易に理解するためのツールとして今後提供していきます。また、評価手順や評価方法をまとめたフローチャートについても2016年度に予定しているIEC 62368-1第2版のセミナーに取り入れていくことを検討しています。

今後は日本を含め世界各国の規制でIEC 62368-1第2版の導入が進められると考えられますが、当委員会ではより安全なIT製品の供給に寄与するという指針のもと、各社がこの移行をスムーズに行えるよう継続的に活動して参ります。

電子・情報機器に関する安全啓発の取り組み

安全推進専門委員会 委員長 石畑 光筒

近年、社会の安全への意識が強まる中、電子・情報機器の多様化・多機能化とネット社会を背景とした消費者行動の変化に伴い、安全な製品の提供への企業に対する要求はますます厳しくなっております。

このような状況において、当専門委員会は、より消費者目線での製品安全のあり方を追求し、JEITAホームページ「製品を安全にお使いいただくために」による安全啓発等、消費者への幅広い安全啓発活動を展開しています。また、製品事故の調査分析結果等に基づき、製品事故の未然防止を目的とした、製品設計、警告表示など、幅広く具体的な方策を立案し、会員会社に提供しています。

その具体的推進のため、当専門委員会傘下に安全PR・WGと事故調査WGを設置しています。本年度は、以下の3項目を重点事業として取り組んでいます。

1. JEITA製品に関する製品安全活動の方向性研究

安全啓発及び消費者啓発などについて、リスクコミュニケーションを考慮した製品安全活動の方向性について調査研究を行っています。

会員会社の要望から「リン系難燃剤の使用上のご注意」の

セミナーを開催しました。

2. 警告表示等による安全啓発の調査・研究及び実行

JEITAホームページ「製品を安全にお使いいただくために」を通じた情報発信を継続してきていますが、「危険な使い方にご注意」の欄に【タブレット端末等を充電する際は、充電用コネクタの接続にご注意ください】の事例を追記し、危険な使い方についての注意喚起を消費者向けに行っています。

安全委員会傘下の各専門委員会との連携の下「電子・情報機器の安全確保のための表示実施要領 第4版」の改訂版の完成に向けて検討をしています。

3. JEITA製品事故情報収集制度に関連する活動

JEITA関連製品に関して、重大製品事故/非重大製品事故情報について調査の上、JEITAとして対応の要否を確認し、必要な場合には、広く情報共有などを行っています。

会員会社から報告された製品事故情報に関して、調査分析を行い、製品安全活動に資するため、その結果を報告書にまとめ、事故報告いただいた会員会社にフィードバックしています。

今後も、さらに新たな視点で取り組みにチャレンジし、より安全な製品づくりに貢献できるよう活動して参りますので、ご協力の程、よろしくお願い致します。

電子部品の信頼性技術維持・向上の取り組み

部品安全専門委員会 主査 波多野 太郎

2014年4月部品安全専門委員会の傘下WGとして信頼性技術強化WGを設立しました。これまで、日本の電気電子機器メーカーと電子部品メーカーとの技術の摺り合わせの機会が、電子部品の信頼性技術の維持・向上の一端を担ってきました。

しかし、近年、電気電子機器の製造が海外のEMSへ移管されるなどの理由により、その機会が減少しています。このことから日本の電子部品業界には、今後は自らの企図により信頼性技術の維持・向上を強化していく必要があるという課題認識があり、これが本WG設立の背景にあります。

WGは、電子部品メーカー11社の参加のもと、改めて“信頼性技術強化により、世界中で将来発生する可能性のある製品事故を、未然に防ぐ知恵を提供する”という活動の大義を掲げ、まずは2015年から2016年にかけて、以下の行動テーマを挙げ、その実現を目指します。

1. 「JEITA電子部品用FMEA実施手順」の発行

電子部品そのものの明確なFMEA実施手順はまだ存在し

ていないという問題認識から、電子部品業界でガイドラインを作ることを目指していきます。

2. 医療機器分野向け電子部品の信頼性技術レベル向上のためのガイド作成

医療、ヘルスケア用機器における電子部品の信頼性基準はまだ手探り状態です。そのため信頼性技術向上のためのガイドライン作りを目的としています。

3. 機器メーカーとの摺り合わせ・情報共有化

（「JEITA部品安全アプリケーションガイド」の改訂）

機器メーカー、EMSとの情報交換を通じて既存の部品安全アプリケーションガイドに信頼性技術強化のガイドを充実させていくことを検討します。

4. 信頼性技術者の育成・技術の伝承

上記1、2、3のテーマのアウトプットも含めた信頼性技術強化のための知見を機器メーカー、部品メーカーの次世代の技術者へ伝えていくことを検討しています。

これら4つのテーマを機器メーカー、学会などの有識者との交流、情報交換により進めていきたいと考えています。皆様、関係委員会へのご協力をお願いすることもございますのでその際はよろしくお願い申し上げます。

電気用品安全法品目大括り化に向けて

電安法体系検討 TF 主査 太田 充男

2014年1月1日に施行された技術基準の省令改正により、技術基準が性能規定化され、電気用品の本質的な安全性を規定するようになりました。また、IEC整合JIS規格を中心にこの技術基準を満足できるような整合規格の整備が進んでいます。これにより、国際整合化が図れるとともに電気用品安全法の運用方法がさらに明確になってきました。

これに加えて対象電気用品の適用範囲の明確化、特に除外条件の検討を本年度から本格的に行っています。JEITA製

品では従来対象になっていなかった情報技術（IT）機器が品目大括り化により対象になる見込みです。近年の情報技術機器は幅広く使われ、家庭内でも様々な人たちが扱うようになっています。産業用・業務用という理由で除外してよいのかどうかも、機器の使用場所や使い方なども考慮して十分に検討していく必要があると考えています。

お客様が安心してご使用されるようJEITAとしてもより良い基準・制度作りに貢献するため、今後とも基準・検討活動への積極的な参画を行い、意見反映に努めます。まだ先の長い道のりです。皆様にも継続して、ご協力をお願いすることになると思いますが、よろしくお願い致します。

2014年度自主買上試験結果

自主買上検査推進 TF 主査 福島 弘二

JEITAの自主買上検査は、業界として自主的に技術基準への適合性確認を行うために昭和46年から毎年実施しておりますが、市販されている製品を対象に電安法の技術基準への適合を確認する基本試験と、電安法の要求とは別に実施するオプション試験の2種類があります。

平成26年度は、基本試験にTV：5社、液晶モニター：1社、ブースター：4社の計10社が参加し、各社1モデルの安全試験を実施して、10モデルすべてで適合が確認されました。試験はJQAの2つの試験所に依頼していますが、Sマーク認証の試験とはほぼ同等の内容で実施しており、参加各社の市販製品が電安法の要求を満たしていることが確認できました。

オプション試験（OP）は、OP-1：コイン/ボタン型電池

の収納部の安全試験、OP-2：電安法の大括り化に向けた製品の安全試験又は電波雑音試験と、毎年実施しているOP-3：電安法対象外製品の安全試験で参加を募りましたが、OP-1は最終的には参加会社が無く、試験は実施しませんでした。

OP-2には、AV安全技術専門委員会傘下のブースター機器安全WGの各社から、（PS）Eマーク対象外のブースターへのJ55013の試験の申込みがあり、4社4モデルすべて適合しました。報告書には各項目の試験時の写真や、JQAとのQ&Aを載せて、今後有効活用できるようにまとめられています。

OP-3は1社1モデルのDC動作のオーディオ機器がJ60065の試験に適合しました。報告書は基本試験にまとめています。

参加会社の減少傾向が長く続いている状況ですが、オプション試験の有効活用を含めて、毎年4月の参加募集への申込みをよろしくお願い致します。

委員長の部屋

安全委員会 委員長 太田 充男

人並みにできるスポーツが他になかったこともあり、若いころからマラソン大会に参加している。そんな私にとって厳しいのが昨今のマラソンブーム。人気大会はすぐに定員に達して参加できない、参加費が高騰している、などつついっほやきたくなくなってしまう。

しかし、考えてみれば、昔はごくわずかの物好きしか走っていなかったのが、これだけ多くの人に参加するようになったのは愛好者としては喜ぶべきことだろうし、この年齢まで相変わらず走っていただけるのもブームのおかげと感謝した方がよいかもしれない。

以前に比べるとだいぶ遅くなったのはしかたないところだ

が、完走したときの喜びは以前と変わらないものがあるし、年相応に走りの楽しみ方を覚えてきたようだ。

そういえば、昔は出場するのに医師の診断書が必要な大会も多かったが、40キロも走って大丈夫かなんて保証できるわけもなく、迷惑だったに違いない。最近では参加者本人の誓約書程度で、こちらでも自己責任の考えが広がっているようだ。

このあといつまで走っていただけるかはわからないが、感動を味わい続けられるためにも健康で安全な生活を心がけたい。

JEITA

Japan Electronics & Information Technology Industries Association

一般社団法人 電子情報技術産業協会